



山形県公報

平成17年8月23日(火)
第1670号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出..... | (農政企画課) ...921       |
| 県営土地改良事業計画の決定.....             | (最上総合支庁農村計画課) ...922 |
| 同.....                         | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同  |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会8月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 公 告

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ...923 |
|---------------------------|----------------------|

## 告 示

### 山形県告示第737号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成17年8月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦及び高見台以外の区域
  - ロ 漁業の区分 昭和49年12月県告示第1791号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定。以下「告示」という。)第3項の表漁業の区分の欄に掲げる漁業のうち酒田市中心部加入区に係る小型機船底びき網漁業(20トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。)、小型いかつり漁業(20トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。)、小型さけ、ますはえなわ漁業(20トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。)、たい定置漁業、ぶり定置漁業、さけ小型定置漁業、ます小型定置漁業及び雑魚小型定置漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦及び高見台以外の区域
  - ロ 漁業の区分 告示第3項の表漁業の区分の欄に掲げる漁業のうち酒田市中心部加入区に係る沖合底びき網漁業(20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。)、中型日本海さけ、ます流し網漁業(20トン以上50トン未満の漁船によるものをいう。)、中型さけ、ますはえなわ漁業(20トン以上50トン未満の漁船によるものをいう。)、中型いかつり漁業(20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。))及びかつお、まぐろ等流し網漁業(20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。))及びかつお、まぐろ等流し網漁業(20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。))及びかつお、まぐろ等流し網漁業(20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。))

上100トン未満の漁船により、流し網を使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）

- 3 (1) 加入区の名称  
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 酒田市宮野浦及び高見台の区域
- ロ 漁業の区分 告示第3項の表漁業の区分の欄に掲げる漁業のうち酒田市南部加入区に係る小型機船底びき網漁業、小型いかつり漁業、小型さけ、ますはえなわ漁業、たい定置漁業、ぶり定置漁業、さけ小型定置漁業、ます小型定置漁業及び雑魚小型定置漁業

#### 山形県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営一本杉福地地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営一本杉福地地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
舟形町役場  
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 8月23日から同年 9月21日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 山形県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三川横山地区土地改良（地域水田農業支援緊急整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営三川横山地区土地改良（地域水田農業支援緊急整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
三川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 8月26日から同年 9月27日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会 8月定例会を次のとおり招集した。

平成17年 8月23日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年 8月25日(木) 午後 2 時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教職員の人事について
  - (2) 山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の中学部における平成18年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 山形県立高等学校並びに山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における平成18年度使用教科用図書の採択について

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年 8月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年 8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 夢創工房
  - (2) 代表者の氏名  
淀川 泰正
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県米沢市大字李山字在家道南下3800番 1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、アントレプレナーシップ（起業家精神）の実践を通し地域の人々が豊かな環境を享受し、夢と生きがいにあふれる地域社会の実現を目指し、多種多様な起業家、個人、団体が集い活動する場を提供し、これらの人々が行う創造的活動を支援することにより、活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

平成17年 8月23日印刷  
平成17年 8月23日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056